

図表 1) 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」施行により  
郵便局において利用可能となったサービス

**【証明書交付事務】**

- ①戸籍の謄本、抄本等
- ②納税証明書
- ③外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書
- ④住民票の写し及び住民票記載事項証明書
- ⑤戸籍の附票の写し
- ⑥印鑑登録証明書

の交付の請求の受付及び写し・証明書の交付事務（本人請求に係るもの）

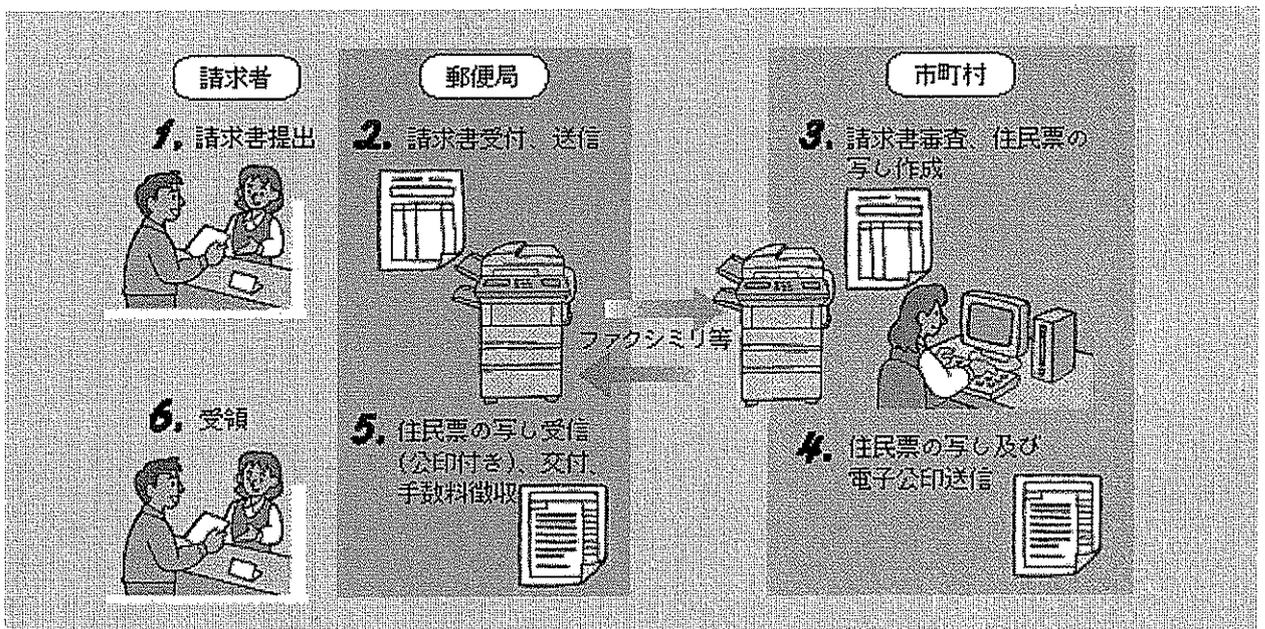
**【郵便局窓口において提供する事務例】**

- ①公営バスの回数券・ごみ処理券・し尿処理券・ごみ袋の販売
- ②公営施設・学習講座の利用申込みの取次ぎ

**【外務職員を活用したサービス例】**

- ①高齢者等への立寄り・声かけや日曜品の配送等
- ②図書館の図書の配送・返送
- ③廃棄物等不法投棄に関する情報提供

図表 2) 証明書交付事務のサービスイメージ



(資料:平成 15 年度版 情報通信白書)

全道市町村アンケートの結果：

「地方団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局における事務の取扱い状況

1 すでに「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局での事務取扱を実施している(23市町村)

支庁	実施開始日	実施している事業の内容	新たに追加したい業務
石狩	平成17年度～	敬老優待乗車証の交付委託	指定ごみ袋の交付(来年度から)
石狩	平成15年4月1日	次の交付請求の受付及び引き渡しに関する事務、戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、登録原票の写し等、住民票の写し等、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書	
渡島	平成14年10月	戸籍の謄抄本、納税証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書	
後志	平成2年4月～	戸籍・住民票・印鑑証明などの交付請求の受付	
空知	平成17年4月～	1 戸籍謄抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄抄本、除籍記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し 2 納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し 3 外国人登録原票の写し、外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し 4 住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し 5 戸籍の附票の写しの交付の請求及び引渡し 6 印鑑証明書の交付の請求の受付及び引渡し	1 身分証明書、所得証明書、課税(非課税)証明書、固定資産評価証明書、軽自動車納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し事務 2 軽自動車標識交付の申請及び標識返納の受付事務 3 印鑑登録の受付事務 4 乳幼児医療費等の助成申請書の受付事務 5 公金の徴収・収納事務
空知	①平成16年4月～ ②平成16年12月～	①戸籍謄本、戸籍抄本、除籍謄本、除籍抄本、住民票の写し、戸籍の附表の写し及び印鑑登録証明書の交付の請求の受け付け並びに引渡し ②指定ごみ袋の販売	税、保険料、使用料等の徴収
空知	平成14年8月～	住民票の写し、印鑑登録証明書及び戸(除)籍謄本、抄本の発行・引き渡し	
空知	平成20年4月1日～平成21年3月31日まで。ただし、特別の事情がない場合は、1年間延長するものとし、以後同様とする。	戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄本、除籍抄本、除籍記載事項証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しに関する業務	
上川	平成18年5月より、郵便局のワンストップサービスを利用。	高齢者バス料金助成乗車証の交付委託業務 ※カード交付及び利用者負担金の収納	
留萌	(1)H14. 2 (2)H20. 6	(1)高齢者等への立寄り、声掛け。こども110番。道路の損壊や廃棄物等の不法投棄に関する情報提供(H14. 2) (2)災害発生時における協力協定(H20. 6)	
宗谷	平成15年12月12日～	スキー場リフト券の販売委託契約	
網走	平成18年4月～	次の交付請求の受付及び引き渡しに関する事務、①戸籍謄本等、②納税証明書、③住民票の写し、④戸籍の附票の写し、⑤印鑑登録証明書	・住民票の異動届の受理
胆振	平成16年6月1日(合併前の旧○×町から実施) 平成19年7月2日(合併後、旧△◇町区域に実施)	住民票、印鑑証明、戸籍証明事務、納税証明	
胆振	平成20年5月12日～	住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し	左記記載の業務に係る証明書の作成業務

支庁	実施開始日	実施している事業の内容	新たに追加したい業務
胆振	平成15年10月10日	証明書の交付業務 ・住民票、戸籍謄本(抄本)、印鑑証明 ・税に関する証明書	町指定の有料ゴミ袋販売の委託業務
胆振	平成15年4月1日 (一部の郵便局は平成20年3月末 で中止。利用実績少なかったた め)	戸籍謄抄本、印鑑証明書、住民票等の写しの請求受理 及び交付の取り次ぎ	
日高	平成5年12月1日から	住民票の申請事務(交付事務を含まない)	・ごみ袋の販売(販売店のない集落のみ): 協議しているが回答なし。 ・納税証明書の交付
日高	平成18年9月1日	印鑑登録証明書、住民票の写し、 戸籍全部事項及び個人事項証明(戸籍謄抄本)	
十勝	平成14年2月～	70歳以上世帯の高齢者の安否確認	
十勝	平成14年2月から	高齢者の生活状況確認	
釧路	平成16年7月1日	①戸籍の謄本・抄本、②住民票の写し、③印鑑登録証 明書の請求の受付及び請求に係る引渡し	①除籍謄本・抄本(改製原戸籍含む)及び 戸籍記載事項証明書、②戸籍の附票の写 し、③住民票記載事項証明書、④身分証明 書の請求の受付及び請求に係る引渡し
釧路	平成17年4月1日	戸籍抄本、謄本、納税証明書、録原票の写し、戸籍の 付票の写し、印鑑登録証明書など	
根室	平成20年7月1日	証明書交付事務(印鑑登録証明書、住民票の写し、戸 籍抄本、所得・課税証明書、納税証明書)	

2 過去に「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局での事務取扱を実施したが現在は行っていない(3市町村)

支庁	実施期間	実施していた事業の内容	取りやめた理由
後志	H15年4月から実施。現在休止中	ゴミ袋販売業務 高齢者世帯の安否確認	領収書発行の問題発生
空知	平成14年～16年3月	外務職員による高齢者等への生活状況確認業務	地方公共団体事務取扱手続から無償契約 が削除され、郵便局長の無償契約の締結 権限がなくなり、契約更新できなくなった。
上川	平成14年5月31日～16年7月31日	不法投棄に関する情報提供、高齢者等の生活状況確認	郵便局からの申し出

3 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局での事務取扱いを行う予定がある(5市町村)

支庁	開始予定時期	実施予定の業務内容
檜山	未定(住民の合意形成必要)	証明書交付事務、公金受領納付など
後志	未定	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条で規定する各 業務
上川	未定	独居老人の安否確認
留萌	平成21年	証明書交付事務
釧路	未定	住民票の交付、各証明書の交付等の窓口業務の一部

4 法律で他の業務が追加されれば「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局での事務取扱を行ってみたい(19市町村)

支庁	行ってみたい業務内容
渡島	各種戸籍届出書の受理 住民票に係る各種届出の受理 国民健康保険証に関する各届出書の受理など
渡島	行政全般の事務ができるようになったら検討したい
後志	現時点で具体的な業務無し
後志	現行法内(郵便局による証明書交付事務など)でも、事務の合理化が期待できる業務もあるので、今後において要検討
空知	郵便局で出来る業務が決まった中で、できるものがあつたら行ってみたい
空知	新たに特定の業務が追加されれば行いたいというわけではないが、今後、検討してみたい。
空知	現行法の他、旅券法に規定するパスポート事務
上川	給付等の申請受付業務
上川	行うことができる業務にもよるが、住民の利便が向上するのであれば、実施にむけて検討したい。
留萌	支所を廃止するとき、支所の事務の補完がある程度必要となるため、町税及び税外収入の窓口徴収業務が必要となる
留萌	支所が行っている町村窓口業務や出納業務全般等
宗谷	当町としても、住民サービス向上を第一優先とするが、財源の措置等の関係によっても大きく左右することから、今後の法改正等に合わせ費用対効果等について充分検討し、実施していきたいと考える。
胆振	窓口業務以外で、外務職員のノウハウを利用した住民サービス(独居老人宅の訪問など、特に福祉面)については魅力があり、検討を行いたい。
胆振	高齢者世帯の安否確認、廃棄物等の不法投棄情報、不審者防犯パトロール
十勝	役場庁舎、支所と郵便局の場所にもよるが、地域住民にとって利便性が向上する事務があれば検討したい。
十勝	独居老人の安否確認業務、移住促進のための空き家、空き地情報収集業務
釧路	将来的に支所の廃止が検討されているので、もし廃止になった場合、その支所業務をどうするか、郵便局の取り扱いも含め検討したい。
釧路	・税及び税外収納 ・保険料の収納 ・国保関係業務 ・生活保護費の支払いなど、出張所のできる業務全般
根室	証明書交付事務、ごみ袋の販売及び公営施設の利用申込み等の外に各種申請書の受付の代行(行政への取次ぎ)などが追加されればと考えます。しかし、現実的には証明書交付業務にしても戸籍法等の改正により窓口における本人確認の手続きに前にもまして厳格さを求められていますし、また、支所・出張所業務を求めたい地区の郵便局自体が合理化、民営化によって人員が削減されている状況にあり、果たして本当に受け皿に成り得るのか疑問視されます。

## 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」についての市町村アンケートの整理表

### 1 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(以下法と呼ぶ)で取扱いが可能なサービス(証明書交付事務 6業種)

- ・戸籍の謄本、抄本等
  - ・納税証明書
  - ・外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書
  - ・住民票の写し及び住民票記載事項証明書
  - ・戸籍の附票の写し
  - ・印鑑登録証明書
- 以上の交付の請求の受付及び写し・証明書の交付事務(本人請求に係るもの)

### 2 市町村アンケート調査により郵便局での取扱い要望があった業務のうち、現行でも対応可能なもの

- ・指定ゴミ袋の交付、配布公営バス乗車券の販売等
- ・高齢者への声かけ
- ・廃棄物等不法投棄に関する情報提供
- ・公営施設の利用申し込みへの取り次ぎ

### 3 市町村アンケート調査により郵便局での取扱い要望があった業務のうち、法改正などの対応が必要と考えられるもの

- ・身分証明書の交付の請求の受付と引き渡し
- ・固定資産評価証明書の交付の請求の受付と引き渡し
- ・課税証明書の交付の請求の受付と引き渡し
- ・軽自動車納税証明書の交付の請求の受付と引き渡し
- ・公金の徴収業務の一部
- ・各種戸籍届出書の受理
- ・住民票に係る各種届出の受理
- ・印鑑登録の受付事務
- ・国民健康保険証に関する各種届出の受理
- ・乳幼児医療費等の給付の助成申請書の受付
- ・パスポート申請受理等(都道府県の業務だが市町村への移譲可)

<以下、各市町村へ送付した調査票>  
調査票 (1/3)

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に  
基づく郵便局における事務の取扱い状況 調査票

市町村名	
担当部課名	
担当者名	
電話番号	

Q1 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」  
に基づく郵便局での業務に関する質問

問1 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便  
局での業務の実施状況（該当項目に○印）

- ①  現在、行っている（→ 問2へ）
- ②  以前行っていたが、現在は行っていない（→ 問3へ）
- ③  行っていないが、行う予定がある。（→ 問4へ）
- ④  行っていないが、他の業務が郵便局でも取り扱えるように制度が  
変わったら、行ってみたい（→ 問5へ）
- ⑤  行っていないし、今後行う考えは無い。（→質問は終了です）

問2 行っている業務の内容

① 実施時期

② 実施している郵便局名

③ 実施業務内容

④ 新たに追加したい業務があるか（現行法の枠にとらわれず、自由に記載してください）

調査票 (2/3)

問3

(1) 取りやめた業務の内容

① 実施時期

	から		まで	
--	----	--	----	--

② 実施していた郵便局名

--

③ 実施していた業務内容

--

(2) 取りやめた理由 (該当項目に○印。複数回答可)

①  利用実績が少ないため

②  コスト削減のため

③  住民からサービス低下などの不満があったため

④  その他 (理由 \_\_\_\_\_ )

問4 行う予定の業務の内容

① 実施予定時期 (未定の時はその旨記入してください)

--

② 実施予定の業務内容

--

問5 どのような業務が追加されるとすれば、行ってみたいか。(現行法の枠にとらわれず、自由に記載願います)

--

調査票 (3/3)

Q2 貴市町村において、道や市町村への権限等の移譲や、法令の特例措置を行う事により、特色のある地域づくりが行えるような道州制特区提案のアイデアをお持ちでしたらご記入ください

お忙しいところ調査にご協力いただき、ありがとうございました。

<提出先・内容のお問い合わせ先>  
北海道企画振興部 地域主権局 道州制グループ  
担当 : 天野、上田  
電話 : 011-204-5160 (直通)  
メール : amano.souichirou@pref.hokkaido.lg.jp

## 第4次構造改革特区提案（平成15年11月28日）

### 【提案主体名】

多治見市

### 【規制の特例事項名】

郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大

### 【規制の特例事項の内容】

平成13年に成立した「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律」（以下「郵政官署法」という。）により郵政官署で取り扱うことのできる地方公共団体の事務が限定されている。郵政官署法第2条を改正し郵政官署において取扱いできる事務を、市の地区事務所で取り扱っている57事務に拡大する。

### 【該当法令等】

- ・地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条
- ・日本郵政公社法第19条第2項第16号

### 【措置の概要(対応策)】

- 1 地方公共団体は、日本郵政公社との協議（規約の制定・議会の議決必要）により規約を定め、次に掲げる事務を郵便局において取り扱わせることができる。
  - 戸籍の謄本、抄本等
  - 納税証明書
  - 外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書
  - 住民票の写し及び住民票記載事項証明書
  - 戸籍の附票の写し
  - 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び写し・証明書の交付事務（本人請求に係るもの）
- 2 日本郵政公社は、上記により取扱う地方公共団体の事務その他委託を受けた地方公共団体の事務を取り扱うことができる。
  - ゴミ収集カレンダーの配布等、地方公共団体が住民の個人情報に直結する等の問題が生じないものであるとして一般私人に委託可能と判断できる事務については、地方公共団体と日本郵政公社の契約により同公社に事務を委託することが可能。 → D-1: 現行の規定により対応可能
  - 福祉関係事務、住民基本台帳関係事務、印鑑登録関係事務等現行法令上郵便局において取り扱わせることができないとされている事務を郵便局において取り扱わせることとするためには、提案元において、まず提案に係る個々の事務の具体的内容について明確化し、さらに、郵便局における事務処理範囲・手続、郵便局において取り扱わせることの是非及び必要性等を更に精査していただき、その上で、総務省において、
    - ・住民の個人情報に関わる事務を地方公共団体以外の窓口において取り扱うことについて、プライバシーの保護、正確な事務処理の確保等に十分配慮する必要があること
    - ・相談に対する対応や、質問により請求者等の実情を把握し、場合によっては他の窓口に取り次ぐなど高度な専門的知識・判断が必要であること
    - ・住民の権利義務に甚大な影響が生じるため厳格な本人確認が必要であること
    - ・通例同時に行われる他の手続があり、それを郵便局で取り扱うことが困難なため、一方のみ取り扱ったのでは利用者にとって二度手間となることなどの諸要素についての精査、公権力の行使に該当する事務については地方公共団体以外の者に取り扱わせることの是非など多岐にわたる事項を検討する必要がある、また、提案元及び総務省だけではなく、提案に係る個別の事務に係る制度を所管している関係省庁、事務を取り扱うこととなる日本郵政公社等多数にわたる関係者との調整が必要であるため、さらに慎重かつ具体的な検討が必要。  
→ C: 特区として対応不可

平成 18 年 9 月 13 日

## 地方税徴収関連業務について

総務省自治税務局

### 1 地方税の徴収に関する民間開放について

- 地方税の徴収等に関連する業務については、これまでも地方団体の判断に基づき、納税通知書等の印刷、封入、発送業務や税に関するシステムの作成・維持管理などの業務について、これまでも広く民間委託が行われていたところである。
- 平成 15 年度税制改正においては、総合規制改革会議及び構造改革特区における議論等を踏まえ、納税者の利便性の向上を図る等の観点から、それまで認められていなかった地方税の収納事務の民間委託を認めるため、地方自治法施行令の改正を行った。この改正により、自動車税などの税目を中心に、コンビニエンスストアへの地方税の収納委託を行う地方団体が近年、増加しているところである。
- これに続き、規制改革・民間開放推進 3 力年計画（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）において、「地方税の徴収業務については、徴税率の向上や国民の不公平感を払拭する観点から、徴収業務にノウハウを有する民間事業者を活用することが重要である」と考える。したがって、地方税の徴収について、各地方公共団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、このような事業者のノウハウを活用できる業務の民間開放を一層推進する。」こととされた。
- この決定を踏まえ、平成 17 年 4 月 1 日付けで、総務省自治税務局長通知「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」（総税企第 79 号）【資料 1】及

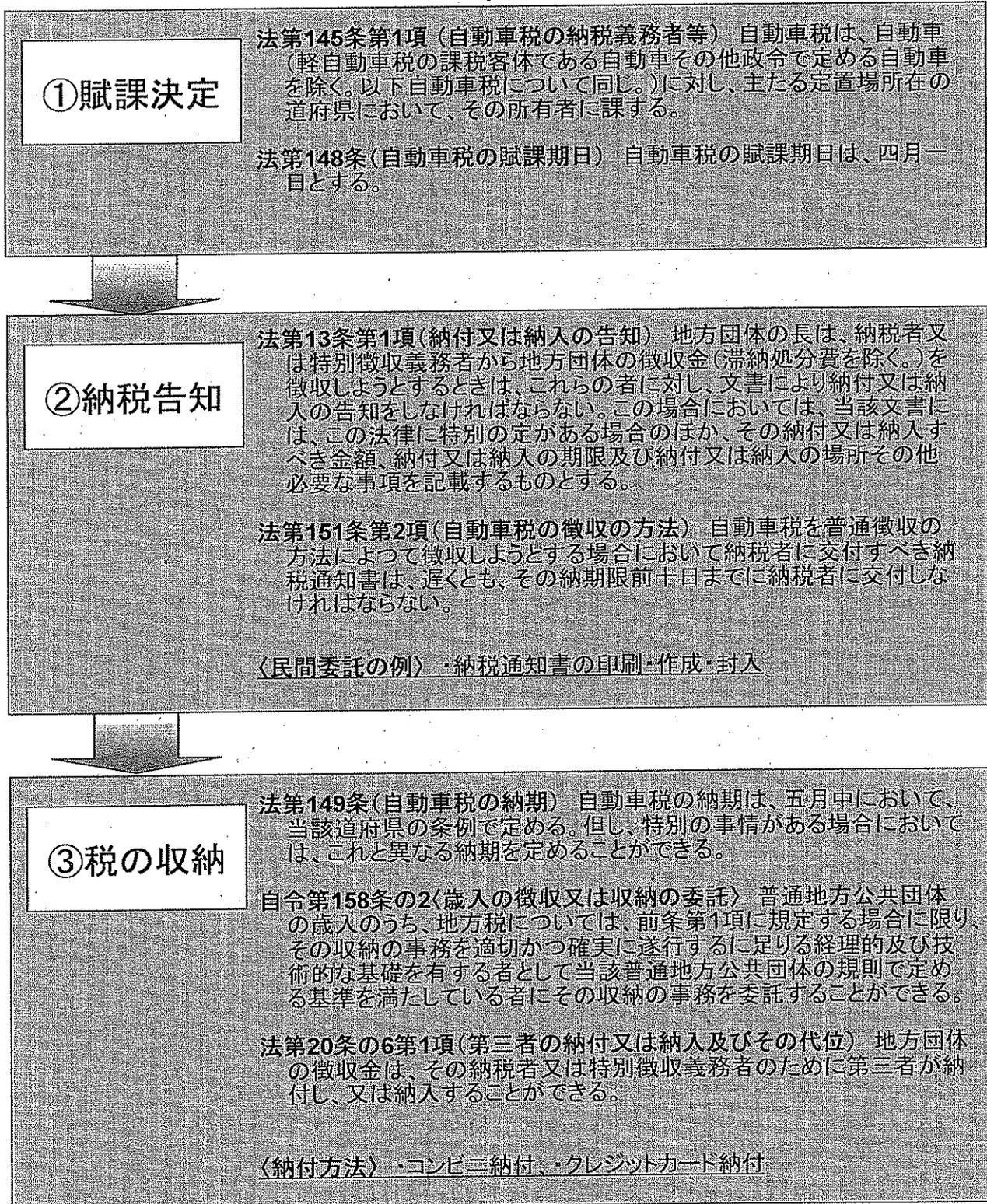
び同企画課長通知「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」（総税企第80号）【資料2】において、納税者に関する秘密情報の保護について問題を生じることがないように特段の配慮を行った上で、地方税の徴収について、民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等を一層推進するよう、地方団体に対し依頼をおこなったところである。

- また、この通知においては、「公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することはできない」ものの、「当該公権力の行使に関連する補助的な業務を民間委託することまでを禁じている訳でない」ことを明記した上で、民間委託が可能な業務の例として、「滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務」や「インターネットオークションによる入札関係業務」「差押動産の専門業者による移送・保管業務」などをあげている。今後とも、こうした地方税の徴収に係る合理化・効率化のための取組を一層推進してまいりたい。
- さらに本年3月には、地方税法上の第三者納付の規定に基づき、クレジットカードを利用した地方税の納付は可能であることなどについて、地方団体へ周知したところである。
- なお、滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実をお知らせすることや、滞納者の地方税を収納するといった業務について民間委託することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報を、それらの情報が管理されている庁舎の外に持ち歩かざるを得ないこと等から、特に慎重に保護することを要する納税者に関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。

ただし、地方税法上の「督促」（注：差押の前提条件として、書面で行うことが求められている行政処分であり、単なる催告とは異なる）、滞納処分に係る財産調査のための「質問及び検査」や「搜索」（注：地方税についても、国税徴収法の例によるとされている。）、「差押」等については、公務員の中でも特に強い守秘義務が課された徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、地方税の徴収を包括的に民間委託することはできないと考えられる。

## 2 地方税の賦課徴収事務の流れ（イメージ）

### 自動車税（道府県税）の例



〔納期限が到来しても未納の場合〕

#### ④督促

法第165条第1項(自動車税に係る督促) 納税者が納期限までに自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後三十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

〈民間委託の例〉・督促状の印刷・作成・封入

#### ⑤催告

〈民間委託の例〉・電話による自主的納付の呼びかけ

#### ⑥財産調査

徴第141条(質問及び検査) 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第百四十六条の二及び第百八十八条第二号において同じ。)を検査することができる。

一 略

徴第142条(搜索の権限及び方法) 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

一 略

3 徴収職員は、前二項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

#### ⑦差押え

法第167条(自動車税に係る滞納処分) 自動車税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該自動車税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

〈民間委託の例〉・差押え動産の移送・保管

#### ⑧公売

徴第94条(公売) 税務署長は、差押財産を換価するときは、これを公売に付さなければならない。

2 公売は、入札又はせり売の方法により行わなければならない。

〈民間委託の例〉・見積価額算出のための鑑定、インターネットオークション、公売情報の配布・広報宣伝

## 公金の徴収・収納に係る規定

### ■地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（私人の公金取扱いの制限）

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

### ■地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）

（歳入の徴収又は収納の委託）

第一百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 貸付金の元利償還金

2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

（略）

第一百五十八条の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

2 前項の規定により地方税の収納の事務の委託を受けた者（以下のこの条において「受託者」という。）は、納税通知書その他の地方税の納入に関する書類に基づかなければ、地方税の収納をすることができない。

（繰替払）

第一百六十四条 次の各号に掲げる経費の支払については、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関をしてその収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用させることができる。

- 一 地方税の報奨金 当該地方税の収入金
- 二 競輪、競馬等の開催地において支払う報償金、勝者、勝馬等の的中投票券の払戻金及び投票券の買戻金 当該競輪、競馬等の投票券の発売代金
- 三 証紙取扱手数料 当該証紙の売りさばき代金
- 四 歳入の徴収又は収納の委託手数料 当該委託により徴収又は収納した収入金
- 五 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上繰り替えて使用しなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの 当該普通地方公共団体の規則で定める収入金

■国民健康保険法（昭和三十三年十二月二十七日法律第百九十二号）

（保険料の徴収の委託）

第八十条の二 市町村は、普通徴収の方法による保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令の定めるところにより、私人に委託することができる。

■国民健康保険法施行令（昭和 33・12・27・政令 3 6 2 号）

（保険料の徴収の委託）

第 29 条の 23 市町村は、法第 80 条の 2 の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、世帯主の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法第 80 条の 2 の規定により保険料の徴収の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その徴収した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、市町村又は地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 法第 80 条の 2 の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の徴収の事務について検査することができる。

## ■地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第一百五十五条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第一百七十五条 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

- 2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の職員を指揮監督する。

## ■郵便局株式会社法（平成十七年十月二十一日法律第百号）

（業務の範囲）

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務
  - 二 郵便事業株式会社の委託を受けて行う印紙の売りさばき
  - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
- 一 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務
  - 二 前号に掲げるもののほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
  - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。
- 4 会社は、第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

## ■地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 （平成十三年十一月十六日法律第百二十号）

（郵便局における事務の取扱い）

第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。

- 一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項の規定に基づく同

- 項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百十条第一項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）又は同法第十二条の二において準用する同法第十条第一項の規定に基づく同法第十二条の二の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百十条第一項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「除籍謄本等」という。）の交付（当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し
- 二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十の規定に基づく同条の証明書（以下この号において「納税証明書」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し
- 三 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第四条の三第二項の規定に基づく同項の登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書（以下この号において「登録原票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る登録原票の写し等の引渡し
- 四 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し
- 五 住民基本台帳法第二百十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し
- 六 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

（郵便局の指定等）

- 第三条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。
- 一 その人的構成に照らして、前条各号に掲げる事務のうち郵便局において取り扱う事務（以下「郵便局取扱事務」という。）を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。
  - 二 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。
  - 三 個人情報等の適正な取扱いを確保するための措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令で定める措置が講じられていること。
  - 四 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、郵便局株式会社に協議しなければならない。
- 3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

- 4 地方公共団体は、第一項の規定により郵便局を指定したときは、その旨、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を告示しなければならない。
- 5 地方公共団体は、郵便局株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（秘密保持義務等）

第六条 事務取扱郵便局の職員又はこれらの職にあつた者は、郵便局取扱事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 郵便局取扱事務に従事する事務取扱郵便局の職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（罰則）

第八条 第六条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

■戸籍法（昭和二十二年十二月二十二日法律第二百二十四号）

一条 戸籍に関する事務は、市町村長がこれを管掌する。

○2 前項の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十条 戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされたものであつて、当該記載が第二十四条第二項の規定によつて訂正された場合におけるその者を除く。）を含む。）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求をすることができる。

○2 市町村長は、前項の請求が不当な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができる。

○3 第一項の請求をしようとする者は、郵便その他の法務省令で定める方法により、戸籍謄本等の送付を求めることができる。

第十二条の二 第十条から第十条の四までの規定は、除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「除籍謄本等」という。）の交付の請求をする場合に準用する。

■地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）

（地方団体の課税権）

第二条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

（地方団体の長の権限の委任）

第三条の二 地方団体の長は、この法律で定めるその権限の一部を、当該地方団体の条例の定めるところによつて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第一項の規定によつて設ける支庁若しくは地方事務所、同法第二百五十二条の二十第一項の規定によつて設ける市の区の事務所又は同法第五十六条第一項の規定によつて条例で設ける税務に関する事務所の長に委任することができる。

（納税証明書の交付）

第二十条の十 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する事項（この法律又はこれに基づく政令の規定により地方団体の徴収金に関して地方団体が備えなければならない帳簿に登録された事項を含む。）のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。

■外国人登録法（昭和二十七年四月二十八日法律第二百二十五号）

（新規登録）

第三条 本邦に在留する外国人は、本邦に入つたとき（入管法第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国した者が再入国したとき及び入管法第六十一条の二の十二の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国した者が当該難民旅行

証明書により入国したときを除く。)はその上陸の日から九十日以内に、本邦において外国人となつたとき又は出生その他の事由により入管法第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなつたときはそれぞれその外国人となつた日又は出生その他当該事由が生じた日から六十日以内に、その居住地の市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区。以下同じ。)の長に対し、次に掲げる書類及び写真を提出し、登録の申請をしなければならない。  
(略)

第四条 市町村の長は、前条第一項の申請があつたときは、当該申請に係る外国人について次に掲げる事項を外国人登録原票(以下「登録原票」という。)に登録し、これを市町村の事務所に備えなければならない。(略)

(登録原票の開示等)

第四条の三 市町村の長は、次項から第五項までの規定又は他の法律の規定に基づく請求があつた場合を除き、登録原票を開示してはならない。

2 外国人は、市町村の長に対し、当該外国人に係る登録原票の写し又は登録原票に登録した事項に関する証明書(以下「登録原票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

(略)

## ■住民基本台帳法(昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号)

(市町村長等の責務)

第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(住民基本台帳の備付け)

第五条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条に規定する事項を記録するものとする。

(住民基本台帳の作成)

第六条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。

(本人等の請求による住民票の写し等の交付)

第十二条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。)又は住民票に記載をした事項に関する証明書(以下「住民票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票(第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下この条及び第四十七条において同じ。)を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

■旅券法（昭和二十六年十一月二十八日法律第二百六十七号）

（一般旅券の発給の申請）

第三条 一般旅券の発給を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる書類及び写真を、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を經由して外務大臣に、国外においては最寄りの領事館（領事館が設置されていない場合には、大使館又は公使館。以下同じ。）に出頭の上領事官（領事館の長をいう。以下同じ。）に提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない。ただし、国内において申請する場合において、急を要し、かつ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上外務大臣に提出することができる。

（略）

（一般旅券の発行）

第五条 外務大臣又は領事官は、第三条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域以外のすべての地域を渡航先として記載した有効期間が十年の数次往復用の一般旅券を発行する。ただし、当該発給の申請をする者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期間を五年とする。

（略）

（旅券の交付）

第八条 第五条の規定により発行された一般旅券は、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、外務省令で定めるところにより、当該一般旅券の発給につき第三条第一項の申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。ただし、第三条第一項ただし書の規定により直接外務大臣に申請する場合には、外務大臣が当該申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。

（略）

（記載事項に変更を生じた場合の発給又は訂正）

第十条 一般旅券の名義人は、当該一般旅券の記載事項に変更を生じた場合には、前条第一項の規定の適用がある場合を除き、遅滞なく、当該一般旅券を返納の上、第三条の規定により新たに一般旅券の発給を申請するものとする。ただし、変更を生じた記載事項が名義人の氏名その他外務省令で定める事項であるときは、外務省令で定めるところにより、当該一般旅券及び次に掲げる書類を、国内においては都道府県知事を經由して外務大臣に、国外においては最寄りの領事館の領事官に提出して、当該記載事項の訂正を申請することができる。

（略）



# 広域連合の設置状況

(平成19年7月1日現在)

名 称	設置年月日	事務所の位置	構成市町村	処理する事務の内容
函館圏公立 大学広域連 合	H9. 11. 5	函館市亀田中 野町116番地2	函館市、北斗市、 七飯町	公立大学の設置、管理及び運営に関する事務
空知中部広 域連合	H10. 7. 6	空知郡奈井江 町字奈井江10 番地28	歌志内市、奈井江 町上砂川町、浦臼 町、新十津川町、 雨竜町	1 介護認定審査会の設置運営に関する事 2 介護保険の事務に関する事 3 地域支援事業に関する事 4 国民健康保険事業に関する事 5 老人保健事業に関する事 6 障害程度区分審査会の設置運営に関する 7 広域医療推進に関する事 8 広域化の調査研究に関する事
西いぶり広 域連合	H12. 3. 8	室蘭市石川町 22番地2	室蘭市、登別市、 伊達市、豊浦町、壮 瞥町、洞爺湖町	1 ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の設 置、管理及び運営に関する事務 2 最終処分場の管理及び運営に関する事務 3 都市公園の設置、管理及び運営に関する 4 リサイクルプラザの設置、管理及び運営 5 共同電算センターの設置、管理及び運営 に関する事務
渡島廃棄物 処理広域連 合	H12. 9. 27	北斗市館野105 番地	北斗市、松前町、 福島町、知内町、 木古内町、七飯 町、鹿部町、森 町、八雲町、長万 部町	ごみ処理施設及び廃棄物運搬中継・中間処理施 設の管理及び運営に関する事務
北しりべし 廃棄物処理 広域連合	H14. 4. 12	小樽市花園2 丁目12番1号	小樽市、積丹町、 古平町、仁木町、 余市町、赤井川村	ごみ焼却施設、資源化リサイクル施設及び破碎 処理施設の設置、管理及び運営に関する事務
日高中部広 域連合	H14. 4. 12	日高郡新ひだ か町静内緑町 4丁目5番1 号 静内保険福祉 センター内	新冠町、新ひだか 町	介護保険に関する事務
根室北部廃 棄物処理広 域連合	H14. 7. 19	野付郡別海町 別海常盤町280 番地	別海町、中標津 町、標津町、羅臼 町	1 共同可燃ごみ等処理施設の設置、管理 及び運営に関する事 2 共同リサイクルセンターの設置、管理 及び運営に関する事
釧路広域連 合	H14. 8. 12	釧路市高山30 番地1	釧路市、釧路町、 鶴居村、白糠町	ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事 務
大雪地区広 域連合	H15. 7. 22	上川郡東川町 東町1丁目16 番1号	東川町、美瑛町、 東神楽町	介護保険に関する事、国保事務に関する事 と、老人保険事務に関する事、福祉医療給付 事業の受託事務に関する事、障害程度区分認 定事務に関する事
北海道後期 高齢者医療 広域連合	H19. 3. 1	札幌市中央区 南2条西14丁 目 (国保会館 内)	北海道内のすべて の市町村	後期高齢者医療制度の事務のうち 1 被保険者の資格の管理に関する事務 2 医療給付に関する事務 3 保険料の賦課に関する事務 4 保健事業に関する事務 5 その他後期高齢者医療制度の施行に 関する事務
後志広域連 合	H19. 4. 24	虻田郡倶知安 町北1条東2 丁目 (後志合同庁 舎内)	島牧村、黒松内 町、蘭越町、ニセ コ町、真狩村、留 寿都村、喜茂別 町、京極町、倶知 安町、共和町、泊 村、神恵内村、積 丹町、古平町、仁 木町、赤井川村	町村税及び個人道民税の滞納整理に関する事 務、国民健康保険事業に関する事務、介護保険 事業に関する事務

# 新たな広域行政体制の検討

平成17年6月

ニセコ町広域行政体制検討プロジェクト

## 1 合併新法下の現状認識

平成17年4月から5年間の時限法として施行された合併新法（市町村の合併の特例等に関する法律）では、国の指針に基づき都道府県が市町村合併の推進に関する構想を定め、これに基づき都道府県知事が市町村に対し勧告を行なえるものとされている。

これまでの北海道の姿勢は、道内の市町村が自主的な合併を進めその規模を拡大することにより、地方分権の受け皿としての体力強化を図るものであった。その基本には、支庁制度改革とあわせ、財政危機を迎えた北海道が持つ事務権限をも担える体力を持った市町村の将来像がある。

合併新法下の今後、北海道は道内市町村に対し、合併による規模拡大を更に押し進めることは必至の状況である。特に、国の指針<sup>1</sup>では「人口1万人未満を目安とする小規模な市町村」が合併推進の具体的な対象とされており、本町を含む人口1万人未満の市町村の将来像がますます見えにくくなっている。

### 北海道が進めようとしている改革

- ・道州制移行、支庁制度改革における北海道の役割の見直し。北海道の規模、権限の縮小。
- ・北海道が持つ権限の約半数（2千を超える権限）を市町村に移譲。
- ・合併による市町村の規模拡大。

## 2 地方自治のあり方を再発想する

本町を含む近隣5町村での合併協議会が昨年末に解散となり、当面本町は合併を選択しないこととなった。しかし今後は、単に合併にしない（反対）という姿勢だけでは、憲法に保障された地方自治の本旨を守っていくことは容易ではない。

合併以外にも地方自治の本旨や地方分権の理念を達成し得る方法として、自治のあり方を再発想したのが本構想である。住民に身近な自治体の概念を柔軟に捉え、多様な形態の自治を認めるという考え方を基本に、北海道後志地域をモデルとして新たな地方自治の選択肢を示すものである。

<sup>1</sup> 平成17年5月31日総務省告示「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」

### 3 北海道における自治体のあり方について

本町が位置する後志地域(北海道後志支庁管内)の自治体を想定対象として、新たな自治の仕組みを以下に整理する。

#### (1) 後志地域の概要

	人口	面積	(参考)	就業者数
後志地域 20市町村合計	255,406人	4,306 km <sup>2</sup>	滋賀県 4,017 km <sup>2</sup> (人口 1,354千人)	125,003人
上記のうち 小樽市を除く	110,425人	4,063 km <sup>2</sup>	香川県 1,876 km <sup>2</sup> (人口 1,029千人)	56,450人

※ 人口は平成16年8月現在。就業者数は平成12年国勢調査。(参考を除く)

※ 参考の人口は平成16年3月現在。

#### (2) 構想の全体像

- ・北海道及び市町村の権限や規模を縮小し、新たに設置する広域自治体(新広域連合)がそれを受けて担う。
- ・北海道は支庁(後志支庁)を廃止し、その権限や事務の一部を広域自治体や市町村に移譲する。
- ・北海道は、道州制における地方政府としてその機能を拡充する。

#### (3) 広域自治体(新広域連合)

- ・地域住民を包含する自治体として位置づけ、市町村と共に住民に身近な行政を行なう。(一定規模以上の市を除く支庁単位での設置を想定。)
- ・市町村と事務の分業を行なうことにより、対等協力の関係を構築する。
- ・地方自治法第291条の2(広域連合による事務の処理等)以降に規定する広域連合の仕組みを基本とするが、現行法の枠内で実施できない事項については法改正を行なうことも前提とする。
- ・地方自治法第291条の5(議会の議員及び長の選挙)に基づき、地域住民による選挙を行ない、長及び議会議員を選出する。
- ・地方交付税制度の交付対象団体に、広域自治体を加える。(国からの直接収入が可能な法改正が行なわれるまでの間、算定基準をもとに普通交付税を広域自治体と市町村に配分。広域自治体分を市町村からの負担金とする。)

#### (4) 市町村

- ・住民に最も身近な行政を市町村が引き続き担う。(公共施設整備、産業政策などを引き続き担い、権限や事務の極端な縮小は想定しない。)
- ・広域自治体との役割分担を明確にし、広域自治体が担う業務へは直接関与しない。
- ・人口規模による制約を設けず、多様な規模での存続を認める。(人口1万人未満であっても合併を強制されないことが前提。)
- ・人口規模等に応じ、市町村毎に多様な自治の仕組みも選択できるものとする。

##### <多様な自治の仕組みの例>

- ・自治基本条例に基づく地域振興議会の設置<sup>2</sup>
- ・シティ・マネージャー制度
- ・特別職の非常勤化
- ・議会議員の無報酬化
- ・町村総会の実施

#### 4 住民に身近な自治体の考え方について

本構想では、住民に身近な自治体＝市町村という考え方にこだわることなく、広域自治体も市町村と共に住民に身近で基礎的な自治体を構成し得るという考え方に立っている。その効果として以下の事項が挙げられる。

- ・住民に身近な行政を広域自治体と市町村が互いに協力し、分業することにより、住民にとって多様な自治の仕組みを確保することができる。
- ・地域住民が広域自治体と市町村それぞれの長及び議会議員の選挙を行なうことにより、住民による地域自治のコントロール力を高めることができる。
- ・広域自治体と市町村それぞれが情報共有や住民参加を図ることにより、住民自治の多様な効力を発揮できる。
- ・広域で行なった方がよい事務について、広域自治体が地域を集約し行なうことにより、行政経費を削減できる。
- ・広域で行なった方がよいものの、都道府県（北海道）では期待される効果が発揮できない事務<sup>3</sup>について、広域自治体が地域に密着しかつ機動的に行なうことができる。
- ・同じ広域事務でも、道州の地方政府としての北海道と、より地域住民に身近な広域自治体との分業が可能となる。

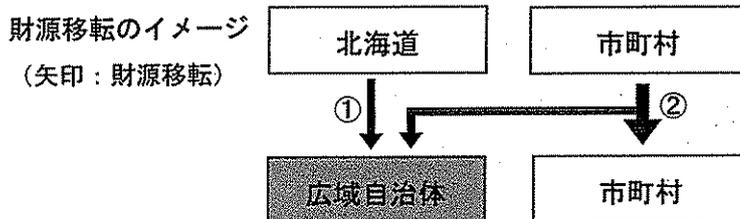
<sup>2</sup> 平成15年ニセコ町作成「市町村合併における新たな自治体形成の構想」による。

<sup>3</sup> 例えば教育委員会事務（義務教育分野）が挙げられる。教職員の人事給与権を含め義務教育を広域自治体が担うことにより、都道府県ではできない地域特性に応じた教育が可能となる。

## 5 自治体の税財源について

地方税、地方譲与税、各種交付金は引き続き市町村の財源とし、普通交付税のうち広域事務に係る部分を広域自治体の財源とする。

下図のとおり広域自治体へ財源移転を行い、広域自治体の独自財源を新たに確保する。(普通交付税の一部を移転)



- ① 北海道から広域自治体へ権限や事務を移譲することによる財源移転  
(北海道から市町村への財源移転も発生するが本構想では扱わない)
- ② 市町村から広域自治体へ権限や事務を移譲することによる財源移転

市部を除く後志地域19町村<sup>4</sup>で広域自治体を形成した場合の、上記②の財源(市町村から広域自治体への普通交付税配分額)を試算した結果は以下のとおり。

後志地域19町村から広域自治体への財源移転額は約78億円と試算され、市町村が現在収入する普通交付税のうちの約3割が移転されることとなる。

### 後志地域19町村による普通交付税の配分試算結果

単位：百万円、人

現在		→	将来	
	後志19町村計		広域自治体	後志19町村計
普通交付税額	28,162		※1 7,842	20,500
職員数	1,351		378	973
人口	110,425		規模の割合 27%	73%

広域事務の効率化により削減が可能

(参考)

	合併市※2
普通交付税額	25,346
職員数	1,216

	小樽市
普通交付税額	14,495
職員数	824
人口	144,981

※ 平成16年度数値。職員数は一般行政職員数。

※1 不交付団体(泊村)からの配分額180百万円を含む。

※2 後志19町村が仮に合併した場合。普通交付税、職員数共に1割の削減と仮定。

<sup>4</sup> 蘭越町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、黒松内町、寿都町、島牧村、岩内町、共和町、泊村、神恵内村、余市町、積丹町、古平町、仁木町、赤井川村、ニセコ町の計19町村(小樽市を除く)

なお、今後整理が必要な課題として以下の点が挙げられる。

- ・普通交付税基礎数値における広域自治体と市町村の配分割合について、地域格差がある項目（社会福祉費など）の調整方法。
- ・地方譲与税及び交付金の一部を広域自治体の収入として考える必要性。
- ・普通交付税不交付団体の取扱い。
- ・北海道から広域自治体へ財源移転する額の試算。（この試算を加えることにより広域自治体の具体像がより明確化する。）
- ・消防組合など、現有する一部事務組合の整理統合。

## 6 法改正が必要な事項

本構想において、広域連合の仕組みについて将来的な法改正が必要となる主な項目は以下のとおり。

### (1) 広域連合の組織そのものの柔軟性確保

- ・地方自治法第291条の3（組織、事務及び規約の変更）他

広域連合の組織、事務、規約の変更には、関係自治体の協議と都道府県の許可が必要となっている。広域自治体としての広域連合の独立性を高めるため、関係自治体及び都道府県の関与の廃止、もしくは最低限の範囲に留めていく整理が必要。

### (2) 広域連合の独自財源確保

- ・地方自治法第291条の9（広域連合の分賦金）、地方交付税法第2条（地方団体の定義）他

広域連合が普通交付税を中心とする独自財源を確保し維持していくためには、構成市町村からの分担金方式を廃止し、普通交付税の交付団体として位置付ける整理が必要。

## 7 本構想実施によるメリット

- ・地域の誇りや特性を否定しない中で、住民自治を基本とした自治の二面性（小さな自治と広域自治）を確保することにより、自治体の地方分権を担っていく力が高められ、さまざまな課題への許容力が増す。
- ・自治体間（市町村と広域自治体）の役割分担を明確化することにより、双方の事務効率が向上するとともに、広域行政による行政コスト削減が可能となる。
- ・地域密着かつ住民自治を基本とした広域行政を行なうことにより、住民サービスの質の向上や高度化が期待できる。同時に、地域の共通課題の発見力やその対処能力の向上も期待できる。